

児童虐待防止と子育て支援について (コロナ禍における児童虐待への影響)

1 はじめに

令和2年初頭から続く新型コロナウイルス感染拡大等により、外出自粛や在宅ワークの長期化等、家庭生活にも大きな影響を及ぼす社会の変化の中で、家庭内でのストレス増加や生活への不安による、児童虐待の増加が懸念されてきた。

本市においても、令和2年1月の緊急事態宣言や、同年3月から5月にかけての学校等の休業要請が行われる中で、新型コロナウイルスによる家庭生活への影響を念頭に、子ども総合センターをはじめ、各区子ども・家庭相談コーナーや、学校等、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応に努めてきた。

これら、コロナ禍における本市の児童虐待の状況について、保健福祉委員会に報告を行うもの。

2 本市の児童虐待相談対応件数の推移

(1) 子ども総合センターの児童虐待相談対応件数

ア 児童虐待相談対応件数

令和2年度の児童虐待相談対応件数は、2,355件で、前年度の1.12倍となっている。

*令和元年度は、前年度比1.42倍

(単位：件)



※令和2年度は速報値

イ 相談種別相談対応件数

令和2年度の心理的虐待件数は、1,543件で全体の65.5%となっている。

*令和元年度は、1,183件、全体の56.1% 単位(件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
平成23年度	130(40.4%)	14(4.3%)	57(17.7%)	121(37.6%)	322
平成24年度	151(43.6%)	16(4.6%)	80(23.1%)	99(28.6%)	346
平成25年度	136(35.8%)	6(1.6%)	116(30.5%)	122(32.1%)	380
平成26年度	138(30.4%)	4(0.9%)	170(37.4%)	142(31.3%)	454
平成27年度	180(29.7%)	7(1.2%)	250(41.3%)	169(27.9%)	606
平成28年度	234(25.5%)	3(0.3%)	461(50.2%)	220(24.0%)	918
平成29年度	356(31.3%)	11(1.0%)	558(49.0%)	214(18.8%)	1,139
平成30年度	407(27.4%)	12(0.8%)	760(51.1%)	308(20.7%)	1,487
令和元年度	486(23.0%)	17(0.8%)	1,183(56.1%)	424(20.1%)	2,110
令和2年度	501(21.3%)	16(0.7%)	1,543(65.5%)	295(12.5%)	2,355

※令和2年度は速報値

ウ 経路別相談対応件数

令和2年度の警察からの相談は、1,238件で最も多く、全体の52.6%を占めている。次いで、学校等362件、近隣知人288件と続いている。

*「警察」からの相談は、令和元年度は、1,076件、全体の51.0% 単位(件)

	家族	近隣知人	福祉事務所等	医療関係	学校等	児童福祉施設	警察等	その他	計
平成23年度	51 15.8%	60 18.6%	39 12.1%	22 6.8%	45 14.0%	45 14.0%	35 10.9%	25 7.8%	322
平成24年度	43 12.4%	74 21.4%	43 12.4%	14 4.1%	63 18.2%	23 6.7%	60 17.3%	26 7.5%	346
平成25年度	39 10.3%	76 20.0%	39 10.3%	15 3.9%	77 20.3%	39 10.3%	67 17.6%	28 7.3%	380
平成26年度	23 5.1%	101 22.2%	53 11.7%	26 5.7%	93 20.5%	38 8.4%	101 22.2%	19 4.2%	454
平成27年度	47 7.8%	83 13.7%	38 6.3%	41 6.8%	156 25.7%	73 12.0%	134 22.1%	34 5.6%	606
平成28年度	55 6.0%	146 15.9%	32 3.5%	36 3.9%	142 15.5%	28 3.1%	430 46.8%	49 5.3%	918
平成29年度	64 5.6%	163 14.3%	19 1.7%	46 4.0%	173 15.2%	63 5.5%	567 49.8%	44 3.9%	1,139
平成30年度	79 5.3%	178 12.0%	64 4.3%	47 3.2%	234 15.7%	102 6.9%	691 46.5%	92 6.1%	1,487
令和元年度	101 4.8%	298 14.1%	69 3.3%	54 2.6%	314 14.9%	91 4.3%	1,076 51.0%	107 5.1%	2,110
令和2年度	145 6.2%	288 12.2%	105 4.5%	22 0.9%	362 15.4%	91 3.9%	1,238 52.6%	104 4.4%	2,355

※令和2年度は速報値

※平成25年に国の「虐待対応の手引き」改正により、兄弟の身体的虐待等を目撃した兄弟児を心理的虐待として計上するようになったこと、平成28年に児童相談所と警察の連携をより強化するよう国の通知があったことにより、警察からの相談対応件数が増加している。

(2) 子ども・家庭相談コーナーの児童虐待相談対応件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童虐待相談対応件数	311	537	636

3 コロナ禍の児童虐待への影響について

(1) 児童虐待相談・通告について

①平成30年～令和2年における、1月～5月期の虐待相談対応件数比較

令和2年1月から学校等休業要請が解除された同年5月は790件であり、平成30年、31年の同期間と比較して増加している。

単位（件）

	1月	2月	3月	4月	5月	計（前年度比）
平成30年	112	91	68	104	100	475（17.0%増）
平成31年	140	177	125	96	218	756（59.2%増）
令和2年	193	147	134	159	157	790（4.5%増）

②平成30年～令和2年における、6月～10月期の虐待相談対応件数比較

令和2年6月から10月は1,143件であり、平成30年、令和元年の同期間と比較して増加している。

単位（件）

	6月	7月	8月	9月	10月	計（前年度比）
平成30年	140	134	129	129	120	652（15.0%増）
令和元年	158	187	191	233	217	986（51.2%増）
令和2年	249	260	173	201	260	1,143（15.9%増）

③コロナ禍の影響について

①②の結果のとおり、いずれの期間でも虐待通告件数は増加しているものの、昨今の右肩上がりの虐待通告件数（2-（1）参照）の増加傾向に照らせば、①②の期間に虐待通告件数が特に増減しているといった傾向は見て取れない。

なお、令和元年度の増加については、重大な虐待事件が報道される等で、虐待に対する市民の意識が高まったこと、4月に「北九州市子どもを虐待から守る条例」を施行し、周知・啓発に積極的に取り組んだこと、警察からの通告が大幅に増加していることなどが大きな要因と考えられる。

4 寄せられる相談内容の変化について

(1) 養護相談（虐待を含む）件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	1,812	2,019	2,526	2,989	3,379
前年度比	21.2%増	11.4%増	25.1%増	18.3%増	13.0%増

(2) 相談内容の変化・傾向

コロナ禍と虐待相談の相関関係は見て取れないが、虐待相談以外の相談として、

- ① 親子間の家庭内トラブル
- ② 緊急事態宣言下での学校休業を契機に不登校に陥ってしまった子どもに関する保護者からの相談
- ③ 子ども自身が、家で叱られたため帰りたくないとの相談 など、
以前より、家族が家で過ごす時間が増えたコロナ禍ならではの養護相談等は増加している感がある。

(3) 親子間トラブル相談事例について

保護者からの相談	児童からの相談
<ul style="list-style-type: none">・子どもといる時間が長くなり親子喧嘩が絶えない・子どもと一緒にいるとイライラする・子どもがゲームばかりしている・子どもが携帯ゲームで数十万円課金した・昼夜逆転している・きょうだいげんかが激しい 等	<ul style="list-style-type: none">・親にゲームを取り上げられた・無理矢理に学校に行けと言われ、暴言をはかれた・施設に入りたい・里親に行きたい・虐待される（実際は虐待ではない） 等

5 子ども総合センター等関係機関の対応について

(1) きめ細やかな対応

今後も引き続き、保護者や児童本人からの相談について、相談者である保護者や子ども自身に寄り添いながら、丁寧に話を聞き、問題点を把握するとともに、学校や保育所、警察等の関係機関との情報共有、連携を図りながら、きめ細やかな対応を行っていききたい。

(2) 関係機関のネットワークの活用

併せて、心配な家庭、継続しての見守りが欠かせない家庭については、要保護児童対策地域協議会（実務者会議）に登録し、定期的に情報共有や訪問等を行いながら、虐待の未然防止や再発防止に努めることとしている。

6 子どもたちの安全・安心な暮らしを守るために

児童虐待は、子どもの生命に危険を及ぼす最も重大な権利侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではない。

環境が刻々と変化する中で、支援を必要とする家庭のニーズや状況の把握に努めながら、子どもたちの安全・安心な暮らし、輝かしい未来を守るために、児童虐待の防止に真摯に取り組んでまいりたい。